

復旧・復興に資する測地基準点の復旧測量

目的・概要

令和6年能登半島地震は、広範な地域に最大で水平約2m、上下約4mの大きな地殻変動を及ぼした。被災地の災害復旧には、位置情報（緯度、経度、高さ）の迅速な提供が急務であるが、位置の基準（国家座標）である三角点、水準点が大きく変動して現況とずれが生じているほか、衛星測位による測量の基準点（電子基準点）でもずれが生じ、一部は使用できない状況にある。そのため、測量法第31条の規定に基づき、災害復旧のための公共測量や災害後の土地の確定に必要な地籍調査など、復旧・復興を早期に実施できるよう、以下の復旧測量を実施する。

- (1) 三角点復旧測量
- (2) 水準点復旧測量
- (3) 航空重力測量
- (4) 電子基準点の復旧

実施内容

三角点復旧測量



改測点数
三角点：30点



三角点の復旧測量

災害復旧のための公共測量や災害後の地籍調査に必要な基準点成果を現況に合わせるために必要な骨格基準点の改測を実施

水準点復旧測量



水準点成果停止範囲

高さ方向の基準点成果を現況に合わせるために必要な路線の改測を実施



改測路線長：
290 km



水準点の復旧測量

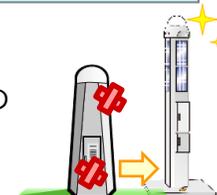
航空重力測量



標高基準を現況に合わせるための航空重力測量を実施

電子基準点の復旧

電子基準点の復旧を実施



効果

- ・地震後の改定された位置情報に基づき、被災地の災害復旧等の事業が適切に実施できるようになる。
- ・我が国の測地基準点体系が適切に維持され、国民が継続的に正確な位置情報を利用することが可能となる。